



みやぎアピール大行動2022 実行委員会

News

発行／みやぎアピール大行動実行委員会事務局
メール：appeal318@hotmail.co.jp

2023.1.6. FRI No.35



Happy new year

旧年中はお世話になりました
本年もよろしくお願い致します

2022年12月20日

声明 子どもを産み育てる権利をすべての人びとに

認定NPO法人日本障害者協議会

代表 藤井克徳

北海道内の施設で20年以上前から、知的障害のある人たちが結婚や同棲を希望する際に不妊処置が条件とされ、それに8組16人が応じていたことが報道された。衝撃的な事実であり、決して看過できない。暮らしの場や働く場を提供することと引き換えに、子どもをもつ権利が奪われたのだ。

今回の事件に留まらず、障害のある人たちが子どもを産み育てる権利を侵害され続けている可能性を否定できない。こうした被害をどうしたらなくすことができるのか、そのためにはまず全国規模での被害の実態解明が急務である。そのうえで官民挙げて知恵を出し合う必要がある。

私たちは、優生保護法第1条（目的）「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」にある優生思想からの決別を求めてきた。また、国連から9月に出された総括所見（日本の障害者権利条約の履行状況を審査し、勧告した文書）では、津久井やまゆり園の事件が社会における優生思想や能力主義の考え方に起因していると厳しく指摘している。私たちの生きる社会にはびこる能力主義や健常者優先は、根深い優生思想からの脱却を妨げている。優生思想からの決別のためには、障害者政策史上最大の未決着問題である優生保護法問題の全面解決を急ぐべきである。今なお行われていない立法府と政府の総括を求めたい。

他の者との平等を求める障害者権利条約は「障害のある人が両当事者の自由かつ完全な合意に基づき婚姻し、家族を形成する権利が認められる」（23条）、と明記している。障害者権利条約に定められた当然の権利であり、権利侵害は決して許されない。

他方で障害のある人の結婚や同棲、出産・育児を支える政策的な仕組みがないこともこの事件の背景にある。障害のある人が子どもを産み育てる権利を認め、地域での生活を支える仕組みを早急に検討すべきである。

本件に関して、当該法人への厳しい批判は当然であるが、同時にこの問題を個別化、特殊化してはならない。「氷山の一角」との見方も少なくない。一方で、こうした問題を容認する社会の雰囲気があるのかもしれない。今回の問題は、この国の市民社会全体が問われているのだということも強調しておきたい。

2022年12月20日

声明：北海道江差町「あすなる福祉会」不妊処置について

優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会
共同代表／及川智・大竹浩司・大橋由香子
桐原尚之・小谷晴子・利光恵子・藤井克徳
藤原久美子・山崎恵・山本秀樹

北海道江差町の社会福祉法人「あすなる福祉会」のグループホームで、知的障害のカップルに20年以上前から不妊処置をしていたことが明らかになりました。私たち「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会」（以下、優生連と略す）は、障害のある人の尊厳と当たり前の生活を営む権利を奪う行為であると強く抗議します。

この行為は、1948年から96年まで続いた優生保護法と無関係ではありません。そして、このような行為が「あすなる福祉会」だけの問題だとは、到底思えません。

知的障害があっても、社会的資源を活用し、周囲からのサポートを得て子どもを生き育てているカップルはたくさんいます。本来は支援の側に立つべき立場にもかかわらず、今回の「あすなる福祉会」のような実態は、まさに「優生保護法」時代を彷彿とさせます。

国は、今すぐに他の障害者福祉事業所において、同じような行為が行なわれていないか実態調査をすべきです。

今回の行為の温床に、国が「優生保護法」について、被害者に対し正式な謝罪も補償もせず、実態調査や検証・総括もせずに、長年にわたって放置してきたことが深く関係することは明らかです。

国は、これ以上、障害のある人の人権を奪うことのないよう、直ちに優生保護法問題の解決に向けて真摯に対応すべきです。そのために、国は早急に優生保護法やそれにかかわる被害について第三者を含めた実態調査や検証をし、総括し、その結果を国民に示すべきです。

「あすなる福祉会」の行為についてマスコミの報道を耳にした心無い市民からの、障害のある人が子どもを産み育てることについての差別発言が後を絶ちません。そのひとこと一言が、多くの障害のある人たちや関係者を傷つけています。

子どもを生むか生まないかを自分で決める当たりまえの権利が奪われない社会、差別や優生思想のない社会を実現することは、障害のある人だけではなく、すべての人にとって大切なことです。

今年9月に出された国連障害者権利条約の対日審査の総括所見の中でも、「障害のある人に対する否定的な固定観念・偏見・有害な慣行を排除する国家戦略の採択を」と勧告されたばかりです。

優生保護法問題は決して終わってはいません。このような人権侵害が、「障害があるから」という理由で平然と続けられ、正当化されることを、私たちは、絶対に認めることはできません。障害の有無にかかわらず、人としての尊厳は決して奪われてはならないからです。

今回の許しがたい行為は、今日の日本の障害者差別、優生思想を如実に表しています。優生保護法問題を全面的に解決し、一日も早い差別や優生思想のない社会の実現にむけて、優生連として声を上げ、運動を大きく広げていくことに全力をあげていきます。